

令和6年度
社会福祉法人指導監査計画

目次

1	令和6年度社会福祉法人指導監査実施計画表	1
2	社会福祉法人等指導監査要綱	4
3	大分県社会福祉法人指導監査実施要領	7

令和6年度社会福祉法人指導監査実施計画表

(令和6年4月1日現在)

法人所管課(室) 及び施設等	6年度 対象数 A	計 画 数 B			計画率 B/A(%)	備 考
		合 計	実地	書面		
福祉保健企画課	8	0	0	0	0.0	
社会福祉協議会	5	0	0	0	0.0	
大分県共同募金会等	2	0	0	0	0.0	
救護・授産施設	-	-	-	-	-	
大分県社会福祉事業団	1	0	0	0	0.0	
高齢者福祉課	12	5	5	0	41.7	
特別養護老人ホーム等	12	5	5	0	41.7	
こども未来課	19	6	6	0	31.6	
保育所・認定こども園等	7	0	0	0	0.0	
幼保連携型認定こども園	12	6	6	0	50.0	
こども・家庭支援課	3	1	1	0	33.3	
児童養護施設	3	1	1	0	33.3	
障害福祉課	16	4	4	0	25.0	
障害者支援施設等	16	4	4	0	25.0	
合 計	58	16	16	0	27.6	

令和6年度 県所管社会福祉法人監査計画

(令和6年4月1日)

【高齢・介護施設監査班】

[高齢者福祉課]

NO	法人名	事務所所在地	事業区域	R4 実施	R5 実施	R6 計画
1	虹の会	大分市	大分市、豊後大野市		○	
2	豊寿会	大分市	大分市、由布市			○
3	九州キリスト教 社会福祉事業団	中津市	大分市、中津市			○
4	仁愛会	大分市	大分市、佐伯市		○	
5	同心会	臼杵市	臼杵市、津久見市	○		
6	泰生会	宇佐市	別府市、宇佐市			○
7	偕生会	豊後大野市	豊後大野市、竹田市	○		
8	暘谷福祉会	日出町	日出町、杵築市			○
9	大樹会	九重町	九重町、玖珠町			○
10	玖珠会	玖珠町	九重町、玖珠町		○	
11	一心会	杵築市	大分市、杵築市	○		
12	大翔会	大分市	大分市、臼杵市			
				3	3	5

※1 令和6年4月現在 高齢者福祉課所管法人数 12

【児童施設監査班】

[こども未来課、こども・家庭支援課]

NO	法人名	事務所所在地	事業区域	R4 実施	R5 実施	R6 計画
1	大分県福祉会 (こども・家庭支援課)	大分市	大分市、別府市、 佐伯市	○		
2	森友会	大分市	大分市、県外		○	
3	寿光福祉会	大分市	大分市、福岡市		○	
4	白菊会	大分市	大分市、別府市	○		
5	徳樹会	別府市	別府市、杵築市	○		
6	愛の園福祉会	由布市	由布市、竹田市	○		○
7	愛友福祉会	日出町	日出町	○		○
8	英芳福祉会	日出町	日出町	○		
9	大神福祉会	日出町	日出町	○		○
10	華頂福祉会	日出町	日出町	○		○
11	川崎保育園	日出町	日出町	○		○
12	豊岡保育園	日出町	日出町	○		
13	蓮華福祉会	日出町	日出町		○	
14	光輪福祉会 (こども・家庭支援課)	玖珠町	玖珠町			○
15	睦福祉会	玖珠町	玖珠町		○	
16	杉の子福祉会	玖珠町	玖珠町		○	
17	雅会	玖珠町	玖珠町		○	
18	中央福祉会	杵築市	杵築市、大分市			
19	玉林会	宇佐市	宇佐市、大分市		○	
20	清浄園 (こども・家庭支援課)	中津市	中津市、日田市	○		
21	新緑会	日田市	日田市、福岡市		○	
22	城東保育園	大分市	大分市、県外			○
				11	8	7

※1 令和6年4月現在 こども未来課、こども・家庭支援課所管法人数 22

【障害施設監査班】

[福祉保健企画課]

NO	法人名	事務所所在地	事業区域	R4 実施	R5 実施	R6 計画
1	大分県社会福祉協議会	大分市	県		○	
2	大分県社会福祉事業団	大分市	県		○	
3	大分合同福祉事業団	大分市	県	○		
4	大分県共同募金会	大分市	県		○	
5	姫島村社会福祉協議会	姫島村	姫島村		○	
6	日出町社会福祉協議会	日出町	日出町	○		
7	九重町社会福祉協議会	九重町	九重町	○		
8	玖珠町社会福祉協議会	玖珠町	玖珠町		○	
				3	5	0

※1 令和6年4月現在 福祉保険企画課所管法人数 8

【障害施設監査班】

[障害福祉課]

NO	法人名	事務所所在地	事業区域	R4 実施	R5 実施	R6 計画
1	大分県聴覚障害者協会	大分市	県		○	
2	大分県盲人協会	大分市	県			○
3	博愛会	大分市	大分市、竹田市、杵築市		○	
4	別府発達医療センター	別府市	別府市、大分市		○	
5	すぎのこ村	日田市	日田市、玖珠町	○		
6	みのり村	杵築市	杵築市、日出町			○
7	清流会	宇佐市	宇佐市、大分市	○		
8	そよかぜ	日出町	日出町		○	
9	大分いのちの電話	大分市	県			○
10	萌葱の郷	豊後大野市	大分市、豊後大野市	○		
11	豊肥福祉会	大分市	大分市、竹田市他	○		
12	太陽の家	別府市	別府市、愛知県他		○	
13	清恵会	別府市	別府市、広島県他		○	
14	つわ露会	大分市	大分市、由布市			○
15	暁雲福祉会	大分市	大分市、玖珠町	○		
16	くらっぷ	玖珠町	玖珠町	○		
				6	6	4

※1 令和6年4月現在 障害福祉課所管法人数 16

◎ 県所管法人数 58 法人 (うち令和6年度監査予定法人 16 法人)

社会福祉法人等指導監査要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他関係法令の規定に基づき設立又は開設された社会福祉法人、民法法人（社会福祉施設を経営する者に限る。）及び社会福祉施設（以下「法人等」という。）に対し、社会福祉法第56条及び第70条その他関係法令の規定に基づいて行う指導監査（以下「監査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(監査の基本理念)

第2 監査は、関係法令等に照らし入所者等の処遇面、経営面、施設設備等の適否を具体的に検討することにより、法人等の運営が全般にわたって適正に行われることを目的とするものであり、単なる経理監査や形式的な指示指摘にとどまってはならないものとする。

また、監査の過程を通じて法人等の関係職員にその責務を自覚させることにより、入所者等の処遇の向上を図るとともに、全関係者の組織的、協力的活動を助長し、適正かつ効率的な運営が確保されるよう努めるものとする。

2 指示、指摘を行う場合には、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正又は改善の方策についても示唆を与えるものとする。

(監査担当職員の任務と態度)

第3 監査担当職員は、監査の趣旨を十分に理解し、その目的達成に努め、その職務を行うに当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 常に公正不偏を旨とし、指導援助的な態度をもって望むこと。
- (2) 関係者の理解に基づく積極的な協力を得ることにより、問題を具体的に把握し、十分な説明を行うこと。
- (3) 指示又は回答は明確に行い、上司の指示を要すると判断される事項については、上司の指示を受けた後に、指示又は回答を行うこと。

(監査の種別と回数)

第4 監査は、一般監査と特別監査とに分けて行うものとする。

- (1) 一般監査は、国の法令等に基づいて実地監査及び書面監査を実施する。
なお、具体的な監査回数等は、別途実施要領で定める。
また、実施時期、方法等については、法人等に対し個別に事前に通知する。
- (2) 特別監査は、特に必要があると認められる場合に実施するものとし、監査事項、監査時期、方法等についてはその都度定める。

(監査計画の樹立)

第5 毎年度当初当該年度における法人等に対する監査の実施計画を樹立するものとする。

2 前項の監査計画の樹立に当たっては、前年度までの監査結果等を勘案して当該年度の監査の重点事項を定めるほか、各監査担当相互間の有機的連携を図るなど監査の効率的実施について配慮するものとする。

(監査班の編成)

第6 監査班は、原則として、保護・監査指導室職員2名以上及び必要に応じて専門職員（事業担当課職員、栄養士、保健師）をもって編成するものとし、そのうち1名を班長とする。

ただし、特別監査にあつてはこの限りでない。

(監査項目)

第7 監査項目は別に定める「指導監査実施要領」によるものとする。

(監査の事前準備)

- 第8 監査担当職員は、事前に監査事項について検討するとともに当該法人等に対する前回までの指導事項についても十分調査し、検討し、問題点の把握に努めるものとする。
- 2 監査の効果的実施を図るため、必要に応じて法人等に対し、あらかじめ資料の提出又は資料の整備を行わせるものとする。

(監査の実施方法)

- 第9 監査担当職員は、監査に当たって法人等の代表者以下、関係役職員に、あらかじめ監査の目的等を説明するものとする。
- 2 監査の実施に当たっては、事務担当者との話合いに終始することなく、必要に応じて法人等の責任者及び社会福祉法人にあっては監事の参加又は立会いを求めるものとする。

(監査結果の処理)

- 第10 監査担当職員は、監査終了後、法人等の責任者及び関係役職員の出席を求め、(社会福祉法人にあっては、監事の出席を求めること) 監査結果の講評及び口頭指示を行うものとする。
- ただし、人事、予算等法人等の責任者のみに講評を行うことが適当とするものについては、別に行うものとする。
- 2 監査担当職員は、帰庁後速やかに復命書を作成し、上司に提出するとともに、改善措置を必要とする事項について、その内容及び具体的改善方法等を知事の名において文書により当該法人等の代表者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知した改善措置を必要とする事項に対する当該法人等の改善是正の状況は、期限を付して報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認する等の措置をとるものとする。

(補則)

- 第11 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和50年9月1日から施行する。
- 2 第5第1項の規定にかかわらず、昭和50年度における監査計画は、昭和50年9月3日までに樹立するものとする。
- 3 平成元年4月1日一部改正
- 4 平成9年4月1日一部改正
- 5 平成12年4月1日一部改正
- 6 平成16年4月1日一部改正
- 7 平成17年4月1日一部改正
- 8 平成18年4月1日一部改正
- 9 平成19年4月1日一部改正
- 10 平成23年5月1日一部改正
- 11 平成30年4月1日一部改正

指導監査における評価基準

指導監査の結果、是正・改善を指導する際の標準的な区分を以下のように設定する。

評 価	内 容	処 理
是正・改善を要する事項 (文書指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令・通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項 ・ 軽微指摘事項で、数年経過しても、是正・改善されない状況となっているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果通知書により通知する。 ・ 理事会等で是正・改善の検討を行うよう指導し、理事会等の議決を経た改善報告書の提出を求める。
是正・改善を要する事項 (口頭指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令・通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項 ・ 改正された法令・通知で周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結果通知書により通知する。 ・ 理事会等へ報告し、速やかに改善するよう指導する。 ・ 次期指導監査において報告を求める。
助言事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場で口頭助言を行う。

大分県社会福祉法人指導監査実施要領

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）は、関係法令及び厚生労働省通知等による法人の運営、事業経営についての監査事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 監査事項

一般監査の監査事項は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙「指導監査ガイドライン」（以下、「指導監査ガイドライン」という。）によるものとする。

特別監査は、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、法人が有する問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

上記にかかわらず、会計監査人を設置している法人並びに会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人で、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。

また、公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けて、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」又は、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出されている場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。

3 監査の実施周期

(1) 一般監査は、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、3年に1回とする。

- ① 法人の運営について法令及び通知等（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。
- ② 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

なお、本要領による一般監査と施設監査を同時に実施することが効率的かつ効果的であると認められる場合は、監査の周期を3年に1回を超えない範囲で設定することができる。

(2) (1)にかかわらず、(1)の①及び②に掲げる事項について問題が認められない法人においては、一般監査の実施の周期を、下記の表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる周期まで延長することができる。

会計監査人を設置している法人において、会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5年に1回
会計監査人による監査に準ずる監査が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合	5年に1回
公認会計士又は監査法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援が実施され、「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合	4年に1回

公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援が実施され、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」が提出された場合	4年に1回
---	-------

- (3) (1)にかかわらず、(1)の①及び②に掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、一般監査の実施の周期を4年に1回まで延長することができる。
- ① 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。
 - ② 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。
 - ③ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- (4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- (5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。
- (6) 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。

4 監査の実施方法等

- (1) 監査の通知
 監査の実施に当たっては、原則として、当該法人に対して実施日の1か月前までに通知するものとし、併せて実施日の1週間前までに別添「指導監査資料」の提出を求めるものとする。
- (2) 監査結果の通知及び改善状況の報告
 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。
- ① 法令又は通知等の違反が認められる場合は、違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する（文書指導）。
 また、改善措置の具体的な内容について、期限（約1か月）を付して法人から報告をさせ、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、実地において調査を行うことができる。
 - ② 違反の程度が軽微である場合又は違反について①の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、改善措置をとるべき旨を文書により指導し（口頭指摘）、改善状況については、次回監査で確認することとする。
 - ③ 法令又は通知等の違反が認められない場合で法人運営に資するものと考えられる事項については助言を行うこととする（助言事項）。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。